

所得税

○所得税とは

その年の1月から12月までの所得に対して、国が課す税金です。

勤めている人の所得税は、通常、毎月の給料から自動的に引かれます。(これを源泉徴収、給料天引きともいいます)。

同じ外国人であっても、居住者と非居住者によって、課税範囲、税率などが違います。

(居住者とは、日本に住所があり、または現在まで引き続き1年以上、居所を有する個人のことです。)

居住者の場合、所得に応じて、一般の日本人と同様の税率がかかります。

非居住者の場合、租税条約により免税の適用がある場合を除き、原則として所得の20.42%の税金がかかります。

○源泉徴収票

その年1月から12月の給与総額と、支払った所得税額などが記載されており、翌年1月末までに、事業主から交付されます。

年の途中で会社をやめた場合は、退職の日から1ヶ月以内に、源泉徴収票を事業主から受け取ります。

源泉徴収票は、税金を納めたことを証明する書類です。在留資格の更新手続きなどの際に、必要になりますので、大切に保管しておいてください。

○年末調整

毎月給与から差し引かれる所得税については、毎年末に、総所得額や、支払った保険料などにより、調整が行われます。所得税の過不足が生じた場合は、精算されます。

これらの手続きは、雇用主が行います。

海外にいる家族も、扶養家族として認められる場合がありますので、詳しくは税務署にお問い合わせください。

問い合わせ先

(1) 西宮税務署

電話 0798-34-3930

(2) タックスアンサーホームページ <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>

※注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。